

法改正 & 新法

2025

本書の使い方

Section **07** / 重要度 ★★★ / 学習したら Check! ■■■

道交法

一部改正

法令名 : 道路交通法の一部を改正する法律
公布日 : 令和6年5月24日(令和6年法律第34号)
施行日 : 令和8年5月23日まで……**②③⑤**
令和6年11月1日……**①④**

重要度

★の数が多いほど重要度が高いです。
まずは★★★の項目だけでも押さえましょう。

ここがポイント

- 自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)の罰則を強化……**①**
- 自転車の「酒気帯び運転」への罰則の適用……**①**
- 交通反則通告制度(青切符)を自転車に適用……**②**
- 車が自転車を追い抜く際、「間隔に応じた安全な速度」で進行する義務……**③**
- ペダル付の原動機付自転車等の「運転」の明確化……**④**
- 普通仮免許等の年齢要件等の引下げ……**⑤**

車両別	改正内容
自転車	<input type="checkbox"/> 交通反則通告制度(青切符)を自転車に適用 <input type="checkbox"/> 車道走行する自転車の安全確保の義務化(罰則付き) <input type="checkbox"/> 携帯電話使用と酒気帯び運転について罰則の適用
原付	<input type="checkbox"/> ペダル付き原動機付自転車は、ペダルみの走行でも原付扱い
自動車	<input type="checkbox"/> 車道走行する自転車の安全確保の義務化(罰則付き)
その他	<input type="checkbox"/> 普通仮免許の年齢要件を18歳から17歳6か月に引下げ

ここがポイント

法改正・新法のポイントをまとめています。

目次

Contents

本書の使い方	002
掲載法令一覧	004
法令略称一覧	005
Section01 刑法①	006
Section02 刑訴法	008
Section03 DV防止法	014
Section04 入管法等①	020
Section05 刑法②	027
Section06 麻向法等	041
Section07 道交法	045
Section08 銃刀法	057
Section09 入管法等②	070
Section10 こども性犯罪防止法	073
Section11 道交法施行令①	076
Section12 道交法施行令②	079
Section13 地域警察運営規則	082
Section14 道交法施行規則	093

本書は、原則として、令和6年から7年にかけて公布又は施行された(る)法改正 & 新法のうち、警察実務に関わるものをまとめたものです。

※ Section01～06は、令和6年3月号付録「法改正 & 新法2024」(警察公論第79巻第3号)に掲載したものを再編集したのになります。

掲載法令一覧（原則として、公布順）

	法令名	法改正・新法のポイント	公布/施行	掲載情報
01	刑法①	<ul style="list-style-type: none"> ・侮辱罪の法定刑引上げ ・「拘禁刑」の創設 	㊦ R40617 ㊧ R70601 （一部を除く）	○警察学論集 第76巻第 1～2号
02	刑訴法	<ul style="list-style-type: none"> ・公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設 ・位置測定端末（いわゆるGPS端末）装着命令制度の新設 	㊦ R50517 ㊧ R50606 （一部を除く）	○警察公論第 78巻第10 ～11号
03	DV防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的な暴力のDV被害者も保護命令の対象に ・電話等禁止命令の対象行為の拡大 	㊦ R50519 ㊧ R60401 （一部を除く）	○警察学論集 第76巻第 11号
04	入管法等①	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争避難民などを保護するための手続の創設 ・難民認定手続中であっても送還可能とする例外規定の創設 	㊦ R50616 ㊧ R60610 （一部を除く）	
05	刑法②	<ul style="list-style-type: none"> ・強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪から不同意わいせつ罪へ ・強制性交等罪・準強制性交等罪から不同意性交等罪へ ・性交同意年齢を13歳未満から16歳未満に引上げ ・配偶者間でも性犯罪が成立する旨明記 ・16歳未満の者に対する面会要求等罪を新設 	㊦ R50623 ㊧ R50713 （一部を除く）	○警察公論第 79巻第1 ～2号 ○警察学論集 第77巻8、 10、11号
06	麻向法等	<ul style="list-style-type: none"> ・大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備 ・大麻等の不正な施用に麻向法の禁止規定及び罰則規定が適用されることに ・「大麻取締法」の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更 	㊦ R51213 ㊧ R61212 （一部を除く）	
07	道交法	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の「ながら運転」の罰則を強化 ・自転車の「酒気帯び運転」への罰則の適用 ・交通反則通告制度（青切符）を自転車に適用 ・車が自転車を追い抜く際、「間隔に応じた安全な速度」で進行する義務 ・ペダル付の原動機付自転車等の「運転」の明確化 ・普通仮免許等の年齢要件等の引下げ 	㊦ R60524 ㊧ R80523まで （一部を除く）	○警察学論集 第77巻10 号
08	銃刀法	<ul style="list-style-type: none"> ・「拳銃等以外の銃砲等」について、発射罪の適用対象に ・「拳銃等以外の銃砲等」について、所持の罰則を強化 ・銃砲等の所持のあり又は唆しに関する罰則を新設 ・電磁石銃を「銃砲」に追加し、所持を禁止 ・「ライフル銃」の範囲を拡大し、ハープライフル銃の所持許可に係る規制を強化 ・いわゆる眠り銃に対する規制を強化 	㊦ R60614 ㊧ R70313まで （一部を除く）	○警察学論集 第78巻1 号

09	入管法等②	<ul style="list-style-type: none"> ・「技能実習」制度を廃止し、「育成就労」制度を創設 ・不法就労助長罪を厳罰化 ・永住許可取消事由を追加 ・「技能実習法」を「育成就労法」に題名改正 	㊦ R60621 ㊧ R90620まで (一部を除く)	○警察学論集 第77巻12 号
10	子ども 性犯罪 防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと接する職場で働く者の性犯罪歴を確認する制度の創設 	㊦ R60626 ㊧ R81225まで (一部を除く)	
11	道交法 施行令①	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の酒気帯び運転が、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に ・自転車運転中の携帯電話使用等が、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に 	㊦ R60904 ㊧ R61101	
12	道交法 施行令②	<ul style="list-style-type: none"> ・横断道路標識・標示の一部を簡素化 ・いわゆる「生活道路」の法定速度を30km/hに引き下げ 	㊦ R60726 ㊧ R80901 (一部を除く)	
13	地域警察 運営規則	<ul style="list-style-type: none"> ・交番及び駐在所の柔軟かつ適正な運営 ・警察署長等による効果的・効率的な地域警察の運営 ・地域警察幹部等の責務の明確化 ・巡回連絡の効率的な実施の促進 ・都道府県警察における運用実態のない規定の整理 	㊦ R60913 ㊧ R60913	
14	道路交通法 施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・125ccクラスの二輪でも、出力を押しさえれば「原付免許」で運転できることに 	㊦ R61113 ㊧ R70401	

法令略称一覧

か	刑訴法	刑事訴訟法
さ	児童買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	性的姿態等撮影処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
た	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
な	盗犯等防止法	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律
	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
ま	麻向法	麻薬及び向精神薬取締法

道交法

一部改正

- 法令名**：道路交通法の一部を改正する法律
公布日：令和6年5月24日(令和6年法律第34号)
施行日：令和8年5月23日まで……②③⑤
 令和6年11月1日……①④

ここがポイント

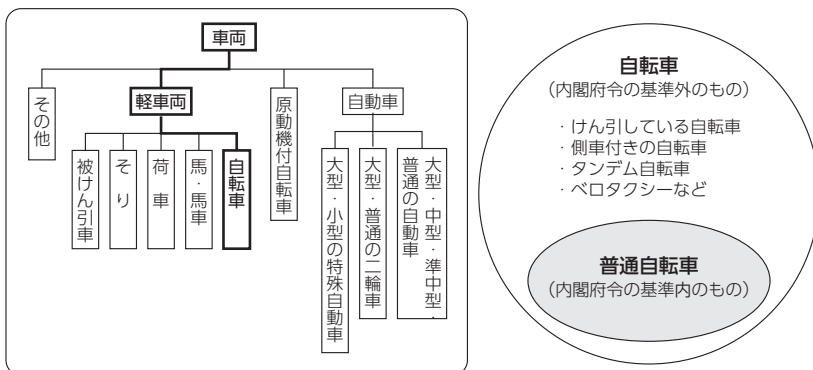
- 自転車の「ながら運転」
(運転中のスマートフォンなどの使用)の罰則を強化……①
- 自転車の「酒気帯び運転」への罰則の適用……①
- 交通反則通告制度(青切符)を自転車に適用……②
- 車が自転車を追い抜く際、
「間隔に応じた安全な速度」で進行する義務……③
- ペダル付の原動機付自転車等の「運転」の明確化……④
- 普通仮免許等の年齢要件等の引下げ……⑤

車両別	改正内容
自転車	<input type="checkbox"/> 交通反則通告制度(青切符)を自転車に適用 <input type="checkbox"/> 車道走行する自転車の安全確保の義務化(罰則付き) <input type="checkbox"/> 携帯電話使用と酒気帯び運転について罰則の適用
原付	<input type="checkbox"/> ペダル付き原動機付自転車は、ペダルだけの走行でも原付扱い
自動車	<input type="checkbox"/> 車道走行する自転車の安全確保の義務化(罰則付き)
その他	<input type="checkbox"/> 普通仮免許の年齢要件を18歳から17歳6か月に引下げ

1 自転車等の交通事故防止のための 規定の整備(令和6年11月1日施行)

○ 自転車とは？

自転車は、道交法上、「軽車両」に位置づけられる。そして、ママチャリなど、街中でよく見かける自転車は、「普通自転車」と定義される（単に「自転車」といった場合、一般に、普通自転車のことを指す）。



出典：警視庁「自転車の交通ルール」(<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html>) をもとに株式会社立花書房が作成

○ 自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止に係る 規定の整備(道交法71条5号の5、118条1項4号、117条の4第1項2号)

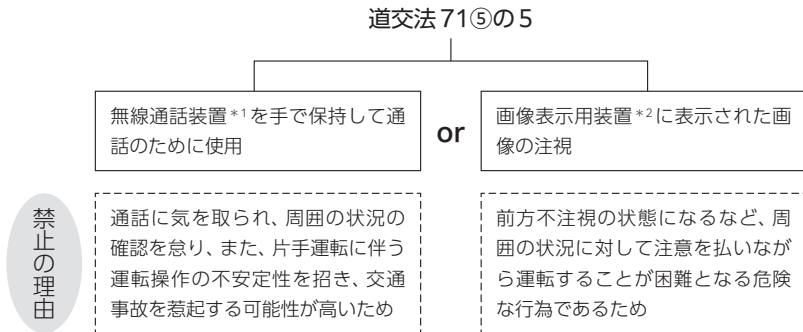
改正前	改正後
5万円以下の罰金 (都道府県公安委員会規則が禁止し、罰則の根拠は道交法120条1項10号)	<input type="checkbox"/> 「ながら運転」(スマホ等を手に持って通話のために使用or画面を注視) → 6月以下の懲役 or 10万円以下の罰金(新設) <input type="checkbox"/> 「ながら運転」により交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合 → 1年以下の懲役 or 30万円以下の罰金(新設)

自転車の携帯電話使用等については、改正前は、各都道府県公安委員会規

則で禁止されていたが、これに起因する交通事故を抑止する必要が著しく高まっているとともに、禁止行為の態様を法律で定めることにより斉一性を確保する必要が生じていることから、道交法で禁止した上、より厳格な罰則が適用されるようにした*。

* 自転車以外の軽車両については、携帯電話使用等による交通事故を抑止する必要が乏しいため、禁止規定の対象には含まれていない。

1 禁止される行為～「携帯電話使用等」(いわゆる「ながら運転」)とは





*1 無線通話装置……携帯電話やスマートフォンのこと。

*2 画像表示用装置……携帯電話やスマートフォンなどの液晶等の画面のこと。

2 2つの構成要件

自動車等の運転中の携帯電話使用等に関する罰則と同様に、「携帯電話使用等」と「携帯電話使用等（交通の危険）」の2つの構成要件が新設された（道交法118条1項4号、117条の4第1項2号）*。

罪名（構成要件）	携帯電話使用等	携帯電話使用等（交通の危険）
根拠規定	道交法118条1項④	道交法117条の4第1項②
成立要件	自転車運転中 + 携帯電話使用等 	自転車運転中 + 携帯電話使用等 + 交通の危険を生じさせた 例交通事故 
刑罰	6月以下の懲役 or 10万円以下の罰金	1年以下の懲役 or 30万円以下の罰金

* 今回の改正で新設された、自転車運転中の「携帯電話使用等」及び「携帯電話使用等（交通の危険）」のうち、前者の根拠規定については「自転車」が追加されるという改正がなされたが（改正前の「……自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた……」が、改正後は「自動車、原動機付自転車若しくは自転車に持ち込まれた……」に変わった）、後者の根拠規定については改正がなされていない（それは、道交法117条の4第1項②には「自動車」等の車両が明記されていないことから、改正する必要がないためである）。

○ 自転車の酒気帯び運転等をした者に対する罰則規定の整備

自転車を酒気帯び状態で運転する行為は、死亡・重傷事故という重大な結果を招く危険性が高い行為であり、自転車と自動車等の酒気帯び運転の取り扱いに差をつける理由はないことから、これまで不可罰とされてきた、**自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為**を新たに罰則の対象とするとともに、自転車の酒気帯び運転を助長する行為についても、自動車等と同一の罰則を科することとした。

銃刀法

一部改正

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

公布日：令和 6 年 6 月 14 日 (令和 6 年法律第 48 号)

施行日：令和 7 年 3 月 13 日まで …… ⑤ ⑥ ⑦

令和 6 年 7 月 14 日 …… ② ③ ④

ここがポイント

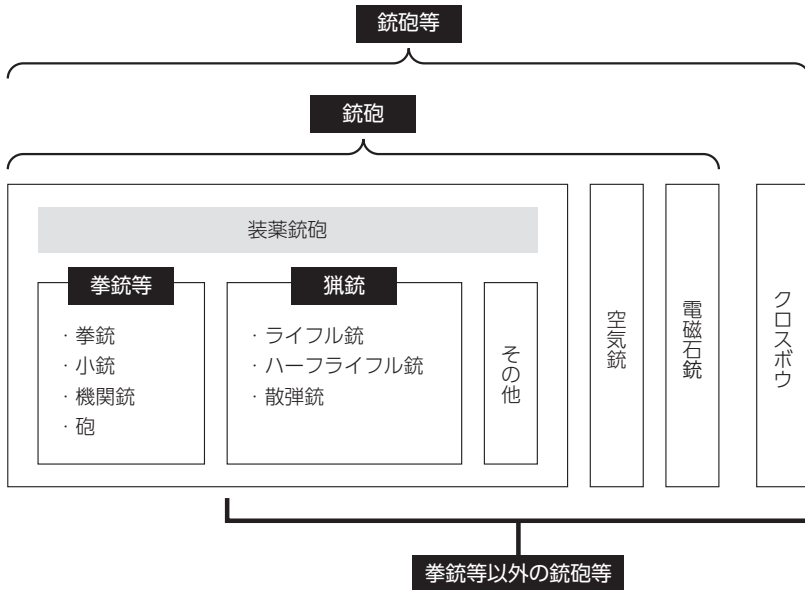
- 「拳銃等以外の銃砲等」について、
発射罪の適用対象に …… ②
- 「拳銃等以外の銃砲等」について、所持の罰則を強化 …… ③
- 銃砲等の所持のあおり又は峻しそそのかに関する罰則を新設 …… ④
- 電磁石銃を「銃砲」に追加し、所持を禁止 …… ⑤
- 「ライフル銃」の範囲を拡大し、
ハーフライフル銃の所持許可に係る規制を強化 …… ⑥
- いわゆる眠り銃に対する規制を強化 …… ⑦

今回の銃刀法改正のきっかけとなった事件

令和 4 年 7 月	街頭演説中の安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受け殺害された	<ul style="list-style-type: none"> ・自作の銃が使用された ・自作の銃の中には、「拳銃等」に該当しない「その他の装薬銃砲」があったが、これには発射罪は適用できなかった ・被疑者は、銃の製造方法を伝えるインターネット上の動画を参考に銃を自作していた
令和 5 年 5 月	長野県中野市において、刃物や猟銃を用いて警察官 2 人を含む 4 人が殺害された	<ul style="list-style-type: none"> ・猟銃には発射罪は適用できなかった ・公安委員会の許可を得ているが、長期間使用されていなかったハーフライフル銃が使用された

1 「拳銃等」「銃砲」「銃砲等」「拳銃等以外の銃砲等」とは

令和6年の銃刀法改正により、「拳銃等」「銃砲」「銃砲等」「拳銃等以外の銃砲等」は、下図のように整理されることになった。



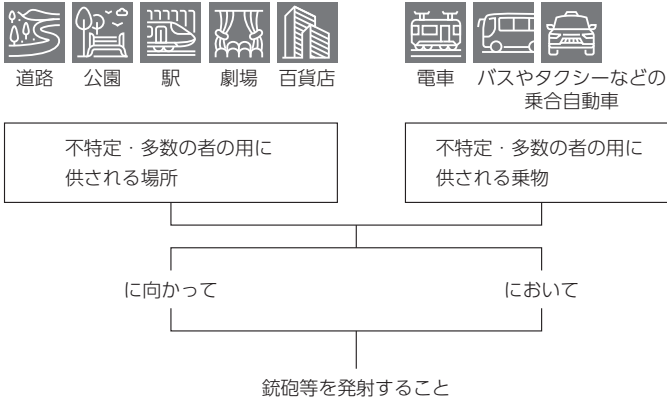
用語	内容	根拠規定
拳銃等	<ul style="list-style-type: none"> 拳銃 小銃 機関銃 砲（装薬銃砲であって、武器等製造法21に規定する武器に該当するものに限る）*1 	3の4
銃砲	装薬銃砲／空気銃／電磁石銃*2	21
銃砲等	銃砲／クロスボウ	31柱書

*1 「砲」という用語には、武器等製造法2条1項の「武器」として製造された砲と、「武器」として製造されたものでない砲を含む砲全般の2つの異なる意味があったことから、令和6年の改正により、「砲」の範囲が明確化された。

*2 電磁石銃の追加は、令和6年の改正による（令和7年3月13日までに施行。→P64）。

2 公共空間における発射罪の適用対象の拡大 ～ 拳銃等以外の銃砲等も対象に

○ 公共空間における発射罪（銃刀法31条1項）



○ 改正の概要

拳銃等以外の銃砲等についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所等に向かって、又はこれらの場所等において発射することを罰することとした（銃刀法31条1項）^{*1}。

*1 昨今、公共の空間において拳銃等以外の銃砲等が使用された（例えば、令和5年の長野県における銃器等使用連続殺人事件）、あるいは使用されかねなかった事案（例えば、令和4年の安部元内閣総理大臣に対する襲撃事件）が発生していることを踏まえ、こうしたおそれは、殺傷能力を有する銃砲等の発射であれば全て当てはまることから、公共の空間における発射罪の対象を拳銃等以外の銃砲等に拡大することとした。

		拳銃等以外の銃砲等	
拳銃等		猟銃	その他の装薬銃砲 (自作の銃も含む) 空気銃、電磁石銃 クロスボウ
改正前	無期懲役 or 3年以上の有期徒刑 ^{*2}	罰則なし ↓	
改正後	対象の拡大		

*2 ただし、公共空間における発射罪の対象となる銃砲等の発射ではあるものの、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを発射した場合などについては、公共の静穏を脅かす程度は低いため、罰則は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に軽減された(銃刀法31条の11第1項3号)。